

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第三条関係） (削る)</p> <p>一 石油給湯機 (削る)</p> <p>二 石油ふろがま (削る)</p>	<p>別表第三（第三条関係） 一 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）別表第一第一号に掲げるガス瞬間湯沸器（屋外式）（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）</p> <p>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）別表第一第三号に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋外式のものを除く。）</p> <p>三 石油給湯機</p> <p>四 ガス事業法施行令別表第一第三号に掲げるガスバーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）</p> <p>五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第五号に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）</p> <p>六 石油ふろがま</p> <p>七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第八号（二七）に掲げる電気食器洗機（システムキッチン）（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。）に組み込むことができるように設計したものであつて、熱源として電気を使用するものに限る。）</p>

(削る)

(削る)

八 電気用品安全法施行令別表第二第八号(四八)に掲げる温風暖房機(密閉燃焼式のものであつて、灯油の消費量が十二キロワット以下のものに限る。)

九 電気用品安全法施行令別表第二第八号(六〇)に掲げる電気乾燥機(浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。)